

4. 奈良時代

710(和銅3)年、元明女帝(女性の天皇)は、大和国(奈良県)の北部の平城の地に完成した都(平城京)に朝廷を移しました。平城と同じ読みをする奈良と地名が変わり、794(延暦3)年に長岡京(京都府長岡市)へ朝廷が移るまでの約70年間を奈良時代といいます。



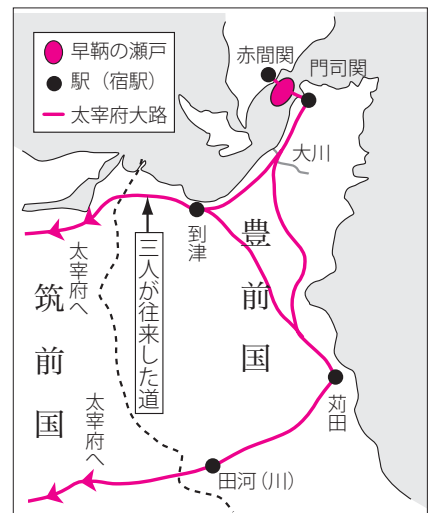
(1) 3人の有名な万葉歌人が門司(社碕)関を往来

- 大伴旅人・山上憶良・小野 老の3人は、当代一の万葉歌人

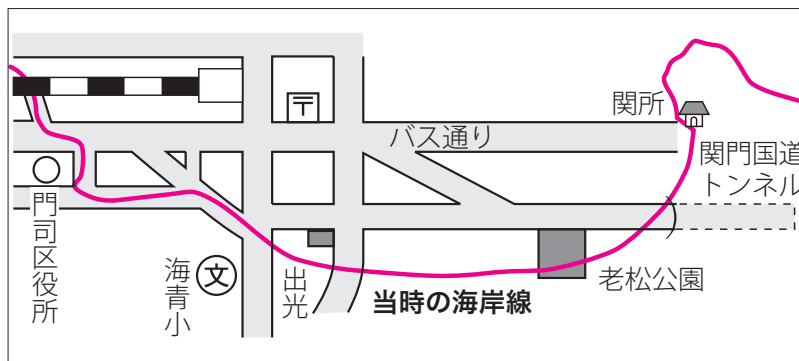
3人とも太宰府で交友をあたためた役人で、平城京から任地の太宰府に来ていたのです。

平城京から駅馬や渡し舟を乗り継いでようやく赤間関にくと、そこから船で海峡を渡って、北九州の地に上陸したのです。

そして、また任地の太宰府へと馬と船を乗りつぎして……



三人が往来した道



当時の海岸線 (推定)

関所を出ると、内陸深く湾曲した浜辺を通り、老松公園の中を抜けて庄司町・本町に來ます。



門司の清滝を通る太宰府大路の一つ (左奥は門司区役所)

ここから清滝川沿いを上^{のぼ}って、市の施設の「プラザ門司」の前をすぎると、前ページの細い道（写真）を通ります。左手に、門司区役所があります。ここからバス通りに出ると、そのまま進んでJR線路に下りて行きます。線路は、当時波が寄せては返す浜辺でしたから、都から太宰府に行く役人たちは、駅馬に乗って今のJR線路の上を西へと行ったのです。

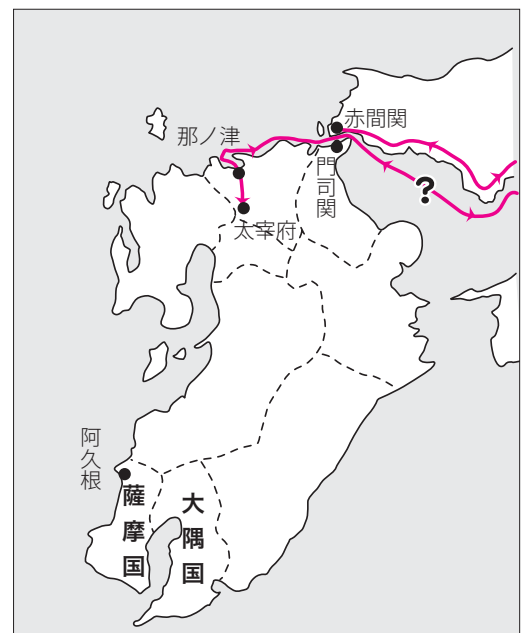
都に帰るときは、この逆のコースをとりました。

(2) 征隼人持節大^よ将軍の^よ大伴旅人が門司を詠む

720(養老^{ようろう}4)年、大隅国^{おおすみくに}(鹿児島県の東部)の守^{かみ}(長官。今の知事職)が殺害されました。犯人は、朝廷が「隼人^{ほんにん}」と呼ぶ住民たちで、朝廷はこの事件を隼人の反乱と受けとめました。

朝廷は、鎮圧軍の大將軍に、先祖代々、軍事をもって朝廷に仕えてきた子孫の旅人を征隼人持節大將軍に任じて、その3月に太宰府へと出発させました。

旅人は赤間関から海峡を西に抜けて、那の津^な(博多)に直行したと思われます。この時、門司が浜の風景を詠んだ歌が、万葉集に記されていますが、まずは、大將軍に任命された記録を「続日本紀」で紹介しましょう。



大隅国、那の津、太宰府の位置

三月・・・大宰府奏言・・・隼人反殺大隅国守・・・似・・・大伴宿弥旅人を以て征隼人持節大將軍・・・

- 読み方→三月。太宰府が奏言す。
隼人が反いて大隅国の守を殺す。
大伴宿弥旅人を以て、征隼人持節大將軍と為す。
- 意味→太宰府から朝廷に報告があり、隼人が反乱を起こして、国の守を殺したと。大伴旅人を征隼人持節大將軍に任命した。

○ 旅人の歌

万葉集は「旅人が大和国吉野の離宮りぐうの近くにある滝をなつかしんで作った歌」と前文にあります。

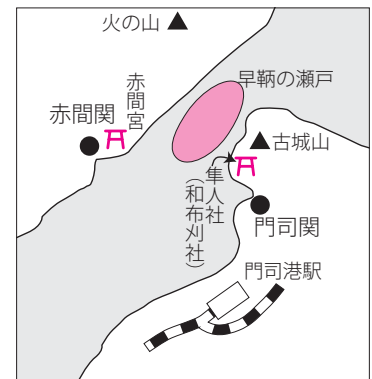
隼人乃 湍門乃磐母 年魚走 芳野之滝尔 尚不及家里

- 現代語訳→早鞆はやともの 瀬戸いわたの岩も 鮎あゆ走る
芳野よしのの滝に なおしか及あずけり

- 意味→早鞆の瀬戸の海辺の巨岩の風景はすばらしい。

しかし、滝つぼに群れて泳ぐ芳野滝の風景にはかなわないなあ。

旅人がほめた巨岩の一部を、和布刈神社めかり周辺の海辺に、
今も見ることができます。なお、鹿児島県阿久根市では、
長島（長島町）と市との間の「黒の瀬戸」の風景を詠んだ
歌だとしています。



(3) 門司の人々の暮らしと税

○ 人はだれでも6才（今の5才）から勤労者にして納税者

大和時代の「改新の之詔」によって、屯倉などの耕地の私有はできなくなりました。そこで、その
ような耕地を6才（今の5才）になった男女に、国（朝廷）が一定の広さの田（口分田くぶんでん）を貸し与
え、死ぬと返させるきまりを作りました。

このきまりが「班田収授はんてんしゅうじゆのほう法」です。その代償だいしょうとして、稲を税として納めさせました。

「日本書紀」は、こう記しています。

其三日初造・・・班田収授之法・・・段租稻
二束二把・・・

- 読み方→其の三は曰う。初めて班田収授の
法つくを造れ。段租たんそは、稲そく二束二把わ。
- 意味→班田収授の法をつくれ。田1段
（約10アール）について、米5
升（7.5kg）を租と名づける税と
する。



史書「延喜式」は、豊前国の人々に課せられた4種の税と税物を記しています。

豊前国 行程上二日下一日

調(その地方の特産物の税)…絹、錦糸、賃布(※上質の布)、鳥賊、雑魚

庸(労働奉仕の代わりにの税)…布、米

中男作物(17~20才男子への特別税)…海石榴油、胡麻油、荏油、鳥賊、雑魚、鹿鮓(※塩づけの鹿肉)、猪鮓(塩づけ猪肉)、漬塩年魚(塩づけの鮎)など

正(租の税) 稲(※合計) 四十万三千八百二十八束

- 税物の運搬は正丁(21~60才の男性)の義務

むら(集落)ごとの税物は、里長(村長)が指名した者が、ひとまず企救郡衙(企救郡の役所)に運びます。

その郡衙の所在地は不明ですが、大抜(貫)屯倉近くの長野(小倉南区)のようです。

郡衙へ運び終わると、次は郡役人(郡司)の先導で太宰府へ運び、倉庫に納めます。

上の延喜式に見える「行程上二日、下り一日」は、「郡衙から太宰府まで税物を納入する日数が2日以内、太宰府から村(里)に帰り着くのが1日以内」を意味しています。

なお、運搬に指名された人は、郡衙・太宰府と村との往復は、すべて自弁でした。もちろん、道々の宿駅には宿泊できず、野宿でした。

